

## 更新講習の教材要素

- ・教材の要素は安全統括管理者講習・運航管理者講習で共通である。
- ・更新講習を実施するに当たり、科目毎に最低限盛り込んでほしい内容を記載したものである。
- ・教材の作成や講義をするに当たっては、順序を入れ替えたり、重複している内容を一度に解説したりしても差し支えない。
- ・その他、各講習機関が必要と考える要素について、教材や講義に適宜追加いただきたい。

掲示する条項は原則として他の条項で準用する場合も含むものとする。

要素として法律が記載されている場合において、政令・省令・告示の下位法令も含む

### 一 輸送の安全の確保に関する科目

#### 安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者、その他輸送の安全に関わること

運輸安全マネジメント制度の基礎知識

海上運送法以下の章に係る事項

- ・第1章 総則
- ・第2章 船舶運航事業（安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者、その他輸送の安全に関わる条文に限る。）
- ・第2章の2 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証（第1節に限る。）
  - 第1節 安全統括管理者証及び運航管理者資格者証の交付等
- ・第10章 罰則（安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者、その他輸送の安全に関わることに係る罰則に限る。）

安全管理規程（ひな形含む）に係る事項

「安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法について」に係る事項

「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」に係る事項

### 二 船舶の運航に関する科目

#### 水上交通に関する法令

海上衝突予防法 以下の章に係る事項

- ・第1章 総則
- ・第2章 航法
- ・第3章 灯火及び形象物
- ・第4章 音響信号及び発光信号

- ・第5章 雑則

海上交通安全法 以下の章に係る事項

- ・第1章 総則

港則法 以下の章に係る事項

- ・第1章 総則

## 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断

運航にかかる気象、海象の基礎知識

安全管理規程に係る事項

## 航海の安全の確保

船舶に関する機関や装置に関する基礎知識

安全管理規程に係る事項

## 三 船舶の施設及び船員に関する科目

### 船体及び設備

船舶安全法 第1章 船舶ノ施設（第1条～第25条）に係る事項

### 船員の配置及び教育訓練

船員法 以下の章に係る事項

- ・第1章 総則
- ・第2章 船長の職務及び権限
- ・第3章 紀律
- ・第4章 雇入契約等
- ・第5章 給料その他の報酬
- ・第6章 労働時間、休日及び定員
- ・第7章 有給休暇
- ・第8章 食料並びに安全及び衛生
- ・第8章の3 快適な海上労働環境の形成のための措置
- ・第9章 年少船員
- ・第9章の2 女子船員
- ・第10章 災害補償
- ・第11章 就業規則
- ・第11章の2 船員の労働条件等の検査等
- ・第12章 監督
- ・第13章 雑則
- ・第14章 罰則（登録講習機関に関する罰則を除く）

船舶職員及び小型船舶操縦者法 以下の章に係る事項

- ・ 第1章 総則
- ・ 第2章 船舶職員（以下の節に限る。）
  - 第1節 海技士の免許及び海技士国家試験
  - 第3節 船舶職員の乗組み
- ・ 第3章 小型船舶操縦者（以下の節に限る。）
  - 第1節 小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦士国家試験
  - 第4節 小型船舶操縦者の乗船等
  - 第5節 小型船舶操縦者の遵守事項等
- ・ 第4章 雑則（第24条から第25条の2に関する事項に限る）
- ・ 第5章 罰則（指定試験機関及び登録講習機関に関する罰則を除く）

#### 四 輸送の安全に係る近年の動向に関する科目

- ・ 最近の海難事故事例
- ・ 関連法規の規制動向

等